

厚生労働省
東京労働局発表
平成 25 年 1 月 31 日

担当 東京労働局労働基準部
監督課長 湯川 渉
監察監督官 武元 洋一
電話 03 (3512) 1612 (内線 6415)

墜落・転落防止を重点に 298 箇所の建設現場を一斉監督

～うち半数以上に労働安全衛生法違反あり～

- 東京都内の建設業での死亡災害件数は、平成 24 年 1 年間で 25 件と全産業の 34.7% を占めている。
- このため、昨年 12 月において、都内の建設工事現場 298 箇所に対し、一斉に臨検監督を実施した。
- 監督実施 298 現場のうち半数以上 (160 現場、53.7%) に労働安全衛生法違反が認められ、改善を指導した。
- 特に、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が多く認められ、行政処分を含め改善を指導した。

1 一斉監督指導の実施

東京労働局（局長 伊岐典子）管内における建設業での死傷災害件数は、平成 24 年 1 年間で 1,273 件（平成 24 年 12 月末現在の速報値。前年同期 1,293 件。）となっており、前年同期比で 1.5% 減少した。しかし、建設業における死亡災害は 25 件（同速報値）であり、全産業の死亡災害（同速報値で 72 件）に占める割合は 34.7% と依然として全産業で最も高い数値となっている。

この状況を踏まえて、管下 18 労働基準監督署・支署において、次のとおり、東京都内の建設現場に対して、一斉に立ち入り、監督指導を実施した。

- ① 対象 都内の建設工事現場 298 現場
- ② 期間 平成 24 年 12 月 3 日から 12 月 14 日

2 監督指導実施結果

一斉監督指導の結果は以下のとおりである。

(1) 違反状況

表 1 建設現場違反状況

	合計	現場別内訳			
		建築	土木	解体	その他
現場数	298	286	4	4	4
法令違反現場数	160	154	0	3	3
(違反率)	53.7%	53.8%	0.0%	75.0%	75.0%
作業停止命令現場数	56	53	0	1	2
(法令違反現場数に対する割合)	35.0%	34.4%	0.0%	33.3%	66.7%

ア 298 現場の 53.7%に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 298 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 160 現場（53.7%）であった（表 1）。

主な違反事項として、

- ① 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 108 現場
 - ② 元請事業者の安全衛生管理面に関する違反（注 1）が 77 現場
- で認められた（表 2）。

なお、足場の作業床又は作業構台からの墜落・転落災害防止に関する違反現場のうち、91 現場においては、そもそも足場等に手すり等の墜落防止措置が講じられておらず、また、40 現場においては、平成 21 年 6 月 1 日の労働安全衛生規則改正により新たに義務づけされた従来の手すりに加えた中さん又は下さん等の手すり等が設置されていなかった。

（注 1） 「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、たとえば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していないなつたり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

イ 56 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた 56 現場（法令違反が認められた現場の 35.0%）に対しては、作業停止又は立入禁止を命令する行政処分を行った（表 1）。

（2）リスクアセスメント等の取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメント等の取組状況は、

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 実施している現場 | 249 現場（83.6%） |
| ② 実施していない現場 | 49 現場（16.4%） |

であった。

（注）リスクアセスメント等とは、以下の手順で実施する労働災害防止対策であり、危険の度合（リスク）に応じて、事前にリスクを除去・低減する計画を立てて対策を実施するため、死亡災害、重大災害防止に有効な仕組みであり、当局においては、その導入を推進している。

（リスクアセスメント等の仕組み概要）

- ① 現場において事前に危険な箇所や作業の洗い出しを行う。
- ② 各危険箇所等について、危険の度合い（リスク）を見積もり、措置を講ずる優先度を決定する。
- ③ 優先度に応じたリスクの除去・低減措置を検討し、措置を講じた後のリスクを評価する。
- ④ 改善計画を策定し、計画に基づく措置を実施する。
- ⑤ 講じた措置の有効性・効果を確認するとともに、残ったリスクを明確にする（①に戻る。）。

3 今後の方針

東京労働局では「東京ゼロ災害運動」が終了した12月末以降、年度末にかけては、建設工事をはじめ多くの業種において平時とは異なる慌ただしい作業が予想されるほか、平成25年4月から新たにスタートする「第12次労働災害防止計画」に繋がる重要な期間であることから、平成24年度第4・四半期の3ヶ月（平成25年1月から3月）を「平成24年度 年度末労働災害防止強調期間」と定め、「東京ゼロ災害運動」と整合した「官民一体」となった取組を推進している。

前述のとおり、建設業の労働災害は依然多発しており、また、今回の一斉監督指導においても、労働災害防止対策が徹底されていない現場が半数以上認められた。

東京労働局としては、建設工事現場に対する監督指導をさらに強化するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント等の導入についても積極的に指導を行う方針である。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者、さらには、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしている（参考：「平成24年7月から12月までの送検事例」）。

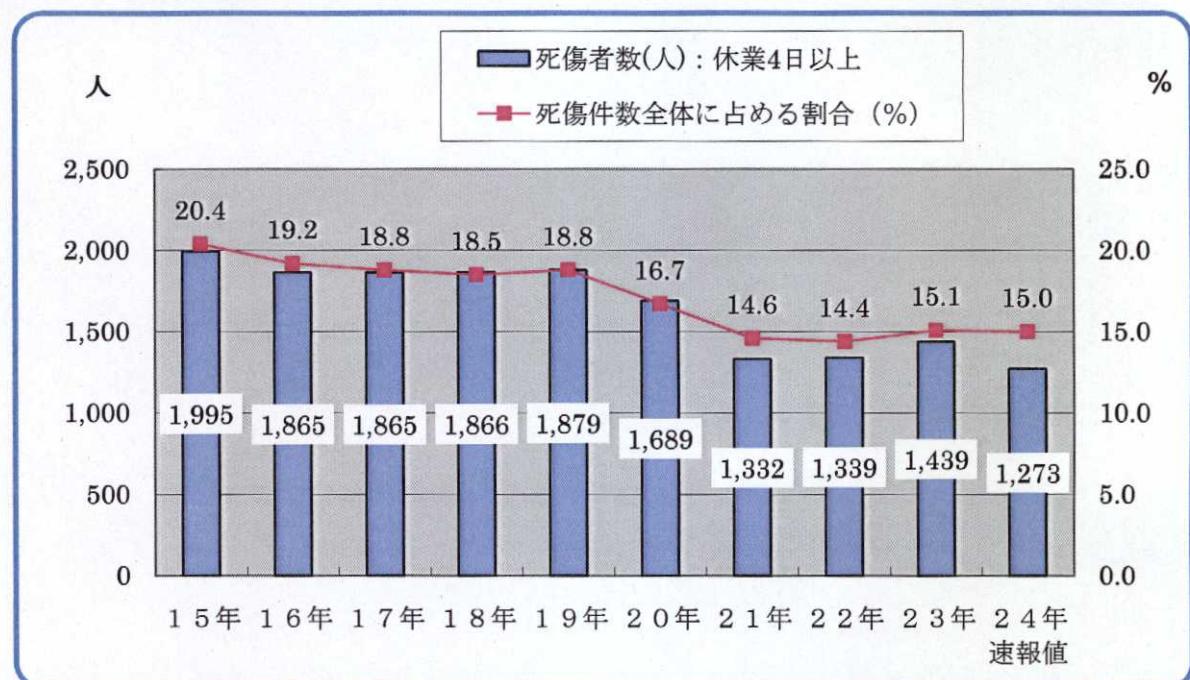
表2 事項別違反状況

(* 安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略)

違反事項	違反現場数 (違反率)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	108 (36.2%)	<ul style="list-style-type: none"> ・足場等の作業床未設置、手すり等無し（安衛則 518①、563、655） ① うち足場に手すり等の措置がなかった現場数 ・・・ 91 現場 ② うち下さん・中さんがなかった現場数 ・・・ 40 現場 ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し（安衛則 519①、653） ・高所作業箇所で安全帯取付け設備無し（安衛則 521） ・高所(2 m以上)作業における安全帯不使用（安衛則 518②、519②）
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	77 (25.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・元方事業者の講すべき措置未実施（安衛法 29、29 の 2） ・特定元方事業者の講すべき措置未実施（安衛法 30） ・注文者の講すべき措置未実施（安衛法 31）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	17 (5.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない（安衛則 240） ・型枠支保工のパイプサポートの不適（安衛則 242） ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し（安衛則 245）
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等における粉じんばく露防止関係	8 (2.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の不使用（粉じん則 27）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	7 (2.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし（安衛則 155） ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施（安衛則 158） ・建設機械を運転する資格をもたない者が運転（安衛令 20 (12))）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	4 (1.3%)	<ul style="list-style-type: none"> ・クレーンの作業開始前点検未実施（クレーン則 36） ・移動式クレーンの使用制限なし（クレーン則 64） ・移動式クレーンの作業方法の決定なし（クレーン則 66 の 2） ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施（クレーン則 74） ・クレーンの合図の統一未実施（安衛則 639）

[参考]

○ 建設業における死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都）

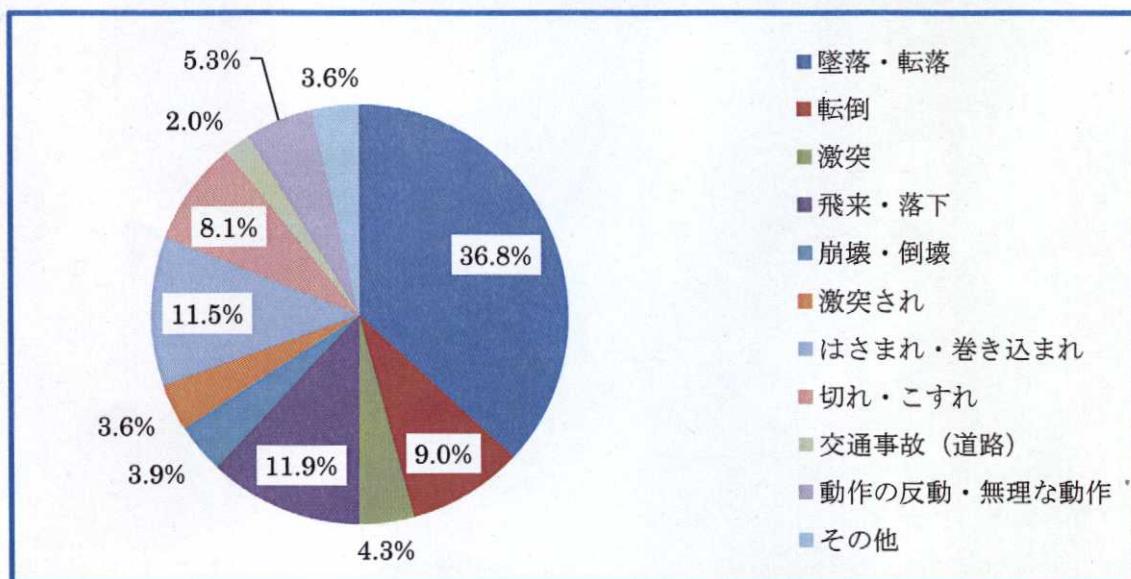


○ 平成 20 年以降の建設業における墜落・転落災害の推移（東京都）

	20年	21年	22年	23年	24年 (速報値)
死傷災害	1689	1332	1339	1439	1273
うち墜落・転落 (割合・%)	601 (35.6%)	458 (34.4%)	465 (34.7%)	484 (33.6%)	468 (36.8%)
死亡災害	38	20	25	25	25
うち墜落・転落 (割合・%)	16 (42.1%)	10 (50.0%)	14 (56.0%)	9 (36.0%)	16 (64.0%)

○ 平成 24 年 建設業における死傷災害の事故の型別状況（東京都）

死傷者合計 1273 人（平成 24 年 12 月末速報値）



～平成 24 年 7 月から 12 月までの送検事例～

【事例 1】

ドラグ・ショベルを用いた荷のつり上げ作業中の死亡災害で書類送検

中央労働基準監督署は、土木工事業者と同社現場代理人を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

平成 23 年 10 月 1 日、東京都青ヶ島村の土木工事現場において、ドラグ・ショベルを用いた荷のつり上げ作業中、荷台上でつり荷のフック掛け作業を行っていた労働者がつり上げた荷（1 t の砂利袋）とダンプ運転席背面との間に挟まれ、その後死亡する災害が発生した。

捜査の結果、つり上げた荷との接触により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない措置を講じていなかったことが判明した。

【事例 2】

新築ビル工事現場の感電死亡災害で書類送検

三田労働基準監督署は、電気工事事業者及び現場責任者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

平成 23 年 9 月 12 日、東京都港区内の商業ビル新築工事において、天井への非常用照明器具の取り付け作業中、感電により死亡する災害が発生した。

捜査の結果、ゴム手袋などの感電防止保護具を着用させていなかったことが判明した。

【事例 3】

墜落死亡災害で書類送検

三鷹労働基準監督署は、建設工事現場で発生した墜落死亡災害について、元請業者及び下請業者を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

〈事件の概要〉

平成 24 年 2 月 11 日、東京都三鷹市の建設工事現場において、A 社の下請業者である B 社の労働者が、地上から建設工事中の地下室内に墜落し頭部受

傷により死亡する災害が発生した。

捜査の結果、当該作業箇所は、深さ 2.7 メートルの地下室の入口であり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにも関わらず、

- (1) 当該建設工事の元請 A 社は、下請の労働者に対する墜落防止措置として、手すり等を設けていなかったこと
- (2) 下請業者 B 社は、自らが雇用する労働者に対する墜落防止措置として、手すり等を設けていなかったこと

が判明した。

【事例 4】

つり荷落下による死亡災害で書類送検

八王子労働基準監督署町田支署は、石工事業者及び代表取締役を労働安全衛生法違反の容疑で、東京地方検察庁立川支部に書類送検した。

〈事件の概要〉

平成 24 年 7 月 5 日、東京都町田市の墓石工事現場において、つり上げ荷重 1 トン以上の移動式クレーンを使用し墓石材（重量約 180 キログラム）の荷降ろし作業を行っていたところ、ロープから外れた墓石材の下敷きとなり死亡するという労災事故が発生した。

捜査の結果、つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの玉掛けの業務には玉掛けの資格を有する者でなければ就かせてはならないのに、無資格者を当該業務に就かせていたことが判明した。

【事例 5】

労災かくしで書類送検

中央労働基準監督署は、三次下請事業者と同社業務責任者らを労働安全衛生法違反容疑で、東京地方検察庁に書類送検した。

〈事件の概要〉

平成 22 年 8 月 4 日、東京都中央区のビル解体工事現場において、解体作業を行う三次下請事業者の労働者が仕切り壁の解体作業中、約 15 か月の休業を要する労働災害が発生した。

捜査の結果、三次下請事業者の業務責任者 A は、二次下請事業者の代表取締役 B、二次下請事業者の現場代理人 C 及び一次下請事業者の現場代理人 D と共に謀の上、同現場を管轄する中央労働基準監督署に対し、この事故に関して労働者死傷病報告書を提出しなかったことが判明した。